

## 法人口座取扱約款

### 第1条（目的）

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）とヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）に設定された取引口座で行われるインターネット取引、及びそれに付随する業務の取扱いに関し、お客様（以下「申込者」という。）と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### 第2条（申込方法）

申込者は、この約款のほか「総合取引約款」その他の当社の定める約款・約款に基づき、口座開設申込及び取引等を行うものとする。

### 第3条（約款の例外）

この約款と「総合取引約款」との間に抵触する約款がある場合は、この約款が優先するものとします。

### 第4条（取引責任者等）

申込者は、当社の口座開設を申込み場合には、取引及び取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」という。）を当社に届け出るものとします。

- 2 取引責任者は法人の役職員である個人1名とします。但し、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできます。
- 3 申込者は、第1項の届出に際し、当社が定める確認書類を提出するものとします。
- 4 申込者の行う取引等は、全て代理人である取引責任者が行うものとします。
- 5 申込者は、当社が定める方法により、当社が申込者に対して発行した口座番号、申込者の指定したログインパスワード、及び取引認証番号を取引責任者以外の第三者への開示または貸与により取引口座を利用することはできません。
- 6 当社が取引認証番号の一致を確認した場合は、取引等は口座名義人である申込者によってなされたものとします。

### 第5条（届出事項の変更）

申込者は、取引口座開設後、名称変更、移転、並びに代表者、取引責任者など、届出事項等について変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

- 2 前項の場合、申込者は当社が定める必要な書類を提出するものとします。

### 第6条（解約）

当社は、申込者が総合取引約款第8条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、取引口座を解約できるものとします。

- (1) 破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 前各号のほか、申込者の財産状態が悪化し、その信用状況に著しい変化が生じたとき

#### 第7条（約款の変更）

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他事由が生じたときには変更することがあります。

- 2 変更の内容が、申込者の従来の特権を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。